

公共施設年間定期活動(兼 公共施設使用料減免)申請について

東かがわ市公共施設年間定期活動(兼 公共施設使用料減免)申請にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

1. 会員が自主的、主体的、民主的に運営する団体であること。
2. 広く市民に開放し、誰もが入会し、活動できる団体であること。
3. 申請内容についての情報公開に同意できる団体であること。
4. 総会など団体間の連絡調整等を図る会議に出席すること。
5. 活動する施設の行事や美化活動などについて、積極的に参加・協力すること。
6. 団体の構成人員(会員)が概ね5人以上で、そのうちの半数以上が本市に在住または、在勤している者であること。
7. 施設の使用時間は、原則として、1回あたり3時間程度、1か月4回以内であること。また、活動は概ね6か月以上継続して行うこと。
8. 団体から支払われる講師への謝礼は、原則として、1時間あたり3,000円(交通費を含む。)以内とし、教材費等は実費とすること。

申請に必要な書類	①公共施設年間定期活動(兼 公共施設使用料減免)申請書 ②会員名簿 ③会計報告書
書類の提出先	定期活動で使用する各公共施設